

県立相模原中等教育学校体育館の利用について

神奈川県立相模原中等教育学校

体育館施設を県民のスポーツ活動の場として提供し、「地域から親しまれる学校づくり」を目的として、学校教育に支障のない限り体育施設を積極的に開放するものです。

1 利用可能施設・時間及び実施可能な種目

利用施設	利用できる設備等	利用日	利用時間
体育館	体育館フロア 附属施設（トイレ、洗面所）	月曜日～ 日曜日(注1)	19:00～21:00
利用可能な種目			
バスケットボール、バレーボール、バドミントン、その他(注2)			

(注1)学校行事などで利用できない日があります。

(注2)上記の種目のほか、校長が認めた種目も利用可能です。

なお、フットサルは、本校設備に支障があるため利用することはできません。

2 利用対象者

県内在住者又は在勤者の方

なお、次のような場合は、（利用承認後であっても）利用をお断りいたします。

- ・ 特定の政党や宗教団体の支持もしくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- ・ 営利を目的として利用
- ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- ・ 申し込み内容に反する利用
- ・ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

3 団体登録

当年度初めて利用申込みするときは、事前に利用責任者を決めた上、「利用者名簿」を事務室に提出し、団体の登録をしてください。継続して使用している利用者も毎年度初めに登録が必要になります。

4 利用についての申込方法

《新規申込みの方・単発の申込みの方》

利用希望日の属する月の前月初日から10日までの間に「施設利用申込書」により事務

室に申し込んでください。

《すでに継続して利用されている方》

利用希望日の属する月の前月初日から20日までの間に「施設利用申込書」により事務室に申し込んでください。

5 利用申込の承認

《新規申込みの方・単発の申込みの方》

他の利用者等との調整の後、「施設利用承認書」を交付しますので、事務室もしくはFAXで受け取ってください。郵送を希望する場合は、返信用の封筒と切手を申請時に用意をしてください。

承認書を交付した後も天候等やむを得ない理由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

《すでに継続して利用されている方》

天候等やむを得ない理由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、利用の調整にあたっては、特定の個人や団体に利用が偏らないよう配慮することとされています。

6 施設の利用について

月末頃までに開放予定表を組み、施設利用用のかばんの中に入れておきます。

なお、施設利用承認後、利用できなくなった場合には、速やかに連絡をしてください。当日のキャンセルは遅くとも18:00までに連絡をしてください。

利用責任者は、18:45～19:10の間に施設利用用のかばんを受け取ってください。

利用後は、「施設利用日誌」に利用状況を記載し、消灯及び施錠を確認のうえ所定の場所へ施設利用用のかばんを返却してください。

体育館利用の時間帯は、学校職員がおりません。利用者は責任を持ってご利用ください。

7 利用上の注意

- ・ 体育館はもちろん校内は全面禁煙です。
- ・ 体育館ばきと外ばきの区別をしっかりと行ってください。
- ・ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
- ・ 学校敷地内の指定された場所以外への自動車・オートバイ・自転車等の進入は、禁止します。
- ・ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用設備等は元へ戻す等、開放施

設を利用前の状態に戻してください。

- ・ 利用者は、利用に当たって学校との連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- ・ 利用中に事故が起きた場合又は施設・設備・物品等を破損もしくは滅失したときは、速やかに学校に連絡してください。その際には、「施設・施設破損届」を提出していただくことになります。

なお、利用者が利用中に、施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、これを速やかに原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきますので、あらかじめご了承ください。

8 電気代実費相当額の負担について

体育館の利用に際して、電気代実費相当額として2時間当たり440円を負担していただきます。納付書を送りますので、銀行の窓口で、納付してください。納付期限がありますので、注意してください。

また、納付が滞る等ありましたら、利用を承認しない場合もありますので注意ください。

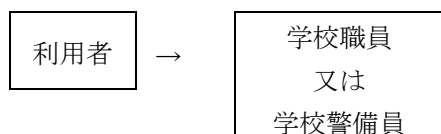
9 保険の加入について

開放施設をご利用いただく方には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお願いしています。利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。5人以上のグループでご利用いただく場合には、「スポーツ安全保険」（1年間有効）に加入できます。詳細は、施設利用用のかばんの中にはいるパンフレットをご覧ください。

【緊急の場合】

- 緊急の場合は次の関係機関にご連絡ください。
 - ・ 緊急の時 110（警察）
 - ・ 怪我・火災の時 119（消防）
- ※ 110番や119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合は、学校職員もしくは学校警備員に必ず連絡を入れてください。

○ 緊急時の体制



※ 夜間で学校職員等がいない場合は警備会社にご連絡ください。
京浜警備保障 TEL 045-461-0105